

新	旧												
<p>第1～2条 (略)</p> <p>利用者)</p> <p>第3条 保養所を利用できる者は、本組合の被保険者・被扶養者等(メンバー)及び利用手続きをとったその他の者(ビジター)とする。</p> <p>(2) 利用者区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分およびご利用者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">メンバー</td> <td style="width: 30%;">A区分:トピー健康保険組合加入者</td> <td>トピー健康保険組合被保険者(任意継続被保険者含む) 上記被保険者の被扶養者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B区分:トピー健康保険組合被保険者家族・退職者</td> <td>以下に該当する被保険者の家族 ・被扶養者でない配偶者・子・孫・父母・ 祖父母 以下に該当する被保険者の配偶者の家族 ・配偶者の父母・祖父母 下記に該当するトピー健康保険組合事業所退職者およびその配偶者 ・健康保険組合の被保険者期間10年以上の方</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ビジター</td> <td colspan="2">メンバー区分に該当しない方</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用責任者)</p> <p>第4条 保養所申込には必ず利用責任者を選任し、利用責任者は、チェックインの際利用券の提出とともに身分証を提示すること。なお、身分証は被保険者・被扶養者においては「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」もしくはマイナポータル健康保険資格画面の提示とし、その他の者については、本人確認が可能な「身分証明書(運転免許証等)」とする。</p> <p>第5条～第8条 (略)</p> <p>(利用方法)</p> <p>第9条 保養所を利用しようとする者は、原則として保養所委託管理会社に予約システムにより申込みことで利用することができる。</p>		区分およびご利用者		メンバー	A区分:トピー健康保険組合加入者	トピー健康保険組合被保険者(任意継続被保険者含む) 上記被保険者の被扶養者		B区分:トピー健康保険組合被保険者家族・退職者	以下に該当する被保険者の家族 ・被扶養者でない配偶者・子・孫・父母・ 祖父母 以下に該当する被保険者の配偶者の家族 ・配偶者の父母・祖父母 下記に該当するトピー健康保険組合事業所退職者およびその配偶者 ・健康保険組合の被保険者期間10年以上の方	ビジター	メンバー区分に該当しない方		<p>第1条～2条 (略)</p> <p>(利用者)</p> <p>第3条 保養所を利用できる者は、本組合の被保険者・被扶養者及び利用手続きをとったその他の者とする。「その他の者」とは、本組合の加入員以外の者をいう。その他の者のうち、保養所管理会社(㈱ビスタリゾート)の会員が保養所(強羅荘)を利用する場合は、さらに「相互利用者」として区分する。</p> <p><u>新設</u></p> <p>(利用責任者)</p> <p>第4条 保養所申込には必ず利用責任者を選任し、利用責任者は、チェックインの際利用券の提出とともに身分証を提示すること。なお、身分証は被保険者・被扶養者においては「被保険者証」、その他の者については、本人確認が可能な「身分証明書(運転免許証等)」とする。</p> <p>第5条～第8条 (略)</p> <p>(利用方法)</p> <p>第9条 保養所を利用しようとする者は、保養所委託管理会社に別紙1の記載方法により直接申込みことで利用することができる。</p>
	区分およびご利用者												
メンバー	A区分:トピー健康保険組合加入者	トピー健康保険組合被保険者(任意継続被保険者含む) 上記被保険者の被扶養者											
	B区分:トピー健康保険組合被保険者家族・退職者	以下に該当する被保険者の家族 ・被扶養者でない配偶者・子・孫・父母・ 祖父母 以下に該当する被保険者の配偶者の家族 ・配偶者の父母・祖父母 下記に該当するトピー健康保険組合事業所退職者およびその配偶者 ・健康保険組合の被保険者期間10年以上の方											
ビジター	メンバー区分に該当しない方												

新	旧																																																														
<p>(利用料)</p> <p>第10条 保養所を利用する被保険者・被扶養者(メンバーA区分)、被保険者家族・退職者(メンバーB区分)およびメンバーに該当しない方(ビジター区分)は、次の利用料を区分に応じてチェックアウト時に保養所で支払わなければならない(現地払い)。詳細については別で定める。なお、ビジター区分に該当する方がメンバーの利用料で利用した場合は差額を請求する。</p> <p>(1) 利用料の区分(消費税込)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>メンバーA (加入者)</th> <th>メンバーB (家族/退職者)</th> <th>ビジター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝食</td> <td>700円</td> <td>700円</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>夕食</td> <td>2,500円</td> <td>2,500円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>宿泊料</td> <td>3,300円</td> <td>5,800円</td> <td>9,800円</td> </tr> <tr> <td>計(1泊2食)</td> <td>6,500円</td> <td>9,000円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>素泊まり</td> <td>3,000円</td> <td>5,800円</td> <td>設定なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※年末年始特別期間は夕食料金が1,000円アップの3,500円とする。</p> <p>(2) 小学生の利用料は半額とする。利用料は附表-1に定めた利用料とする。</p> <p>(3) 小学生未満の利用料は無料とする。ただし、小学生未満でも寝具を利用する場合は、小学生の宿泊料(素泊まり料金)をいただく。また食事を希望する場合は、特別料理の「子供プレート」(夕食・朝食)を有償で提供することが出来る。</p>	区分	メンバーA (加入者)	メンバーB (家族/退職者)	ビジター	朝食	700円	700円	700円	夕食	2,500円	2,500円	2,500円	宿泊料	3,300円	5,800円	9,800円	計(1泊2食)	6,500円	9,000円	13,000円	素泊まり	3,000円	5,800円	設定なし	<p>(利用料)</p> <p>第10条 保養所を利用する者は、次の利用料を区分に応じてチェックアウト時に保養所で支払わなければならない(現地払い)。</p> <p>(1) 利用料の区分(消費税10%込)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被保険者・被扶養者</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝食</td> <td>500円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>夕食</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>宿泊料</td> <td>2,500円</td> <td>6,100円</td> </tr> <tr> <td>計(1泊2食)</td> <td>5,000円</td> <td>8,600円</td> </tr> <tr> <td>素泊まり</td> <td>2,500円</td> <td>6,100円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>相互利用者(A区分)</th> <th>相互利用者(B区分)</th> <th>相互利用者(C区分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝食</td> <td>500円</td> <td>500円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>夕食</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>宿泊料</td> <td>7,400円</td> <td>8,500円</td> <td>9,600円</td> </tr> <tr> <td>計(1泊2食)</td> <td>9,900円</td> <td>11,000円</td> <td>12,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※相互利用者の場合、利用時期によって更にA・B・Cに区分し利用料を変えた設定とする。A:通常時、B:土曜日等、C:GW・夏季・年末年始等</p> <p>(2) 保養所管理会社(㈱ピスタリゾート)の会員が、相互利用者として強羅荘を利用する場合利用時期(A区分・B区分・C区分)によって利用料が異なる。なお、相互利用者の利用時期については別途定める(㈱ピスタリゾートの料金区分カレンダーによる)。</p> <p>(3) 小学生の利用料は半額とする。ただし、相互利用者の小学生の利用料は附表-1に定めた利用料とする。</p> <p>(4) 小学生未満の利用料は無料とする。ただし、小学生未満でも寝具を利用する場合は、小学生の宿泊料(素泊まり料金)をいただく。また食事を希望する場合は、特別料理の「子供プレート」(夕食・朝食)を有償で提供することが出来る。なお、相互利用者の幼児(小学生未満)の利用料については、附表-1で定めた利用料とする。</p>	区分	被保険者・被扶養者	その他	朝食	500円	500円	夕食	2,000円	2,000円	宿泊料	2,500円	6,100円	計(1泊2食)	5,000円	8,600円	素泊まり	2,500円	6,100円	区分	相互利用者(A区分)	相互利用者(B区分)	相互利用者(C区分)	朝食	500円	500円	500円	夕食	2,000円	2,000円	2,000円	宿泊料	7,400円	8,500円	9,600円	計(1泊2食)	9,900円	11,000円	12,100円
区分	メンバーA (加入者)	メンバーB (家族/退職者)	ビジター																																																												
朝食	700円	700円	700円																																																												
夕食	2,500円	2,500円	2,500円																																																												
宿泊料	3,300円	5,800円	9,800円																																																												
計(1泊2食)	6,500円	9,000円	13,000円																																																												
素泊まり	3,000円	5,800円	設定なし																																																												
区分	被保険者・被扶養者	その他																																																													
朝食	500円	500円																																																													
夕食	2,000円	2,000円																																																													
宿泊料	2,500円	6,100円																																																													
計(1泊2食)	5,000円	8,600円																																																													
素泊まり	2,500円	6,100円																																																													
区分	相互利用者(A区分)	相互利用者(B区分)	相互利用者(C区分)																																																												
朝食	500円	500円	500円																																																												
夕食	2,000円	2,000円	2,000円																																																												
宿泊料	7,400円	8,500円	9,600円																																																												
計(1泊2食)	9,900円	11,000円	12,100円																																																												

新	旧																																																																														
<p>附表-1 ◎小学生利用料の区分 (消費税込)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>メンバーA (加入者)</th> <th>メンバーB (家族)</th> <th>ビジター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝食</td> <td>350円</td> <td>350円</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>夕食</td> <td>1,250円</td> <td>1,250円</td> <td>1,250円</td> </tr> <tr> <td>宿泊料</td> <td>1,650円</td> <td>2,900円</td> <td>4,900円</td> </tr> <tr> <td>計 (1泊2食)</td> <td>3,250円</td> <td>4,500円</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>素泊まり</td> <td>1,650円</td> <td>2,900円</td> <td>設定なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※幼児の寝具利用時料金については小学生素泊まり料金を適用する。</p> <p>2 保養所が保有する会議室の利用は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 利用時間 利用時間は原則9時から22時までとする。</p> <p>(2) 利用料金 1日 (5時間以上) 11,000円 (5時間以内) 5,500円</p> <p>(3) 定員 最多 35名</p> <p>(4) 保養所管理人の公休日は原則として利用できない。</p> <p>第11条～19条 (略)</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第20条 この規程の改廃は、規約第22条の規定により組合会の議決を要するものとする。</p>	区 分	メンバーA (加入者)	メンバーB (家族)	ビジター	朝食	350円	350円	350円	夕食	1,250円	1,250円	1,250円	宿泊料	1,650円	2,900円	4,900円	計 (1泊2食)	3,250円	4,500円	6,500円	素泊まり	1,650円	2,900円	設定なし	<p>附表-1 ◎小学生利用料の区分 (消費税込)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>被扶養者</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝食</td> <td>250円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>夕食</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>宿泊料</td> <td>1,250円</td> <td>3,050円</td> </tr> <tr> <td>計 (1泊2食)</td> <td>2,500円</td> <td>4,300円</td> </tr> <tr> <td>素泊まり</td> <td>1,250円</td> <td>3,050円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※被扶養者その他の幼児の寝具利用時料金については小学生料金を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>相互利用者(A区分)</th> <th>相互利用者(B区分)</th> <th>相互利用者(C区分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝食</td> <td>250円</td> <td>250円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>夕食</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>宿泊料</td> <td>5,680円</td> <td>6,450円</td> <td>7,220円</td> </tr> <tr> <td>計 (1泊2食)</td> <td>6,930円</td> <td>7,700円</td> <td>8,470円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎幼児利用料 (相互利用者) の区分 (消費税込)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>相互利用者(A区分)</th> <th>相互利用者(B区分)</th> <th>相互利用者(C区分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝夕食</td> <td>1,020円</td> <td>1,020円</td> <td>1,020円</td> </tr> <tr> <td>宿泊料</td> <td>3,930円</td> <td>4,480円</td> <td>5,030円</td> </tr> <tr> <td>計 (1泊2食)</td> <td>4,950円</td> <td>5,500円</td> <td>6,050円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 保養所が保有する会議室の利用は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 利用時間 利用時間は原則9時から22時までとする。</p> <p>(2) 利用料金 1日 (5時間以上) 11,000円 (5時間以内) 5,500円</p> <p>(3) 定員 最多 35名</p> <p>(4) 保養所管理人の公休日は原則として利用できない。</p> <p>第11条～19条 (略)</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第20条 この規程の改廃は、規約第22条の規定により組合会の議決を要するものとする。なお、別紙1に定める「強羅荘手続き方法」の変更については理事長決裁で変更できるものとする。</p>	区 分	被扶養者	その他	朝食	250円	250円	夕食	1,000円	1,000円	宿泊料	1,250円	3,050円	計 (1泊2食)	2,500円	4,300円	素泊まり	1,250円	3,050円	区分	相互利用者(A区分)	相互利用者(B区分)	相互利用者(C区分)	朝食	250円	250円	250円	夕食	1,000円	1,000円	1,000円	宿泊料	5,680円	6,450円	7,220円	計 (1泊2食)	6,930円	7,700円	8,470円	区分	相互利用者(A区分)	相互利用者(B区分)	相互利用者(C区分)	朝夕食	1,020円	1,020円	1,020円	宿泊料	3,930円	4,480円	5,030円	計 (1泊2食)	4,950円	5,500円	6,050円
区 分	メンバーA (加入者)	メンバーB (家族)	ビジター																																																																												
朝食	350円	350円	350円																																																																												
夕食	1,250円	1,250円	1,250円																																																																												
宿泊料	1,650円	2,900円	4,900円																																																																												
計 (1泊2食)	3,250円	4,500円	6,500円																																																																												
素泊まり	1,650円	2,900円	設定なし																																																																												
区 分	被扶養者	その他																																																																													
朝食	250円	250円																																																																													
夕食	1,000円	1,000円																																																																													
宿泊料	1,250円	3,050円																																																																													
計 (1泊2食)	2,500円	4,300円																																																																													
素泊まり	1,250円	3,050円																																																																													
区分	相互利用者(A区分)	相互利用者(B区分)	相互利用者(C区分)																																																																												
朝食	250円	250円	250円																																																																												
夕食	1,000円	1,000円	1,000円																																																																												
宿泊料	5,680円	6,450円	7,220円																																																																												
計 (1泊2食)	6,930円	7,700円	8,470円																																																																												
区分	相互利用者(A区分)	相互利用者(B区分)	相互利用者(C区分)																																																																												
朝夕食	1,020円	1,020円	1,020円																																																																												
宿泊料	3,930円	4,480円	5,030円																																																																												
計 (1泊2食)	4,950円	5,500円	6,050円																																																																												